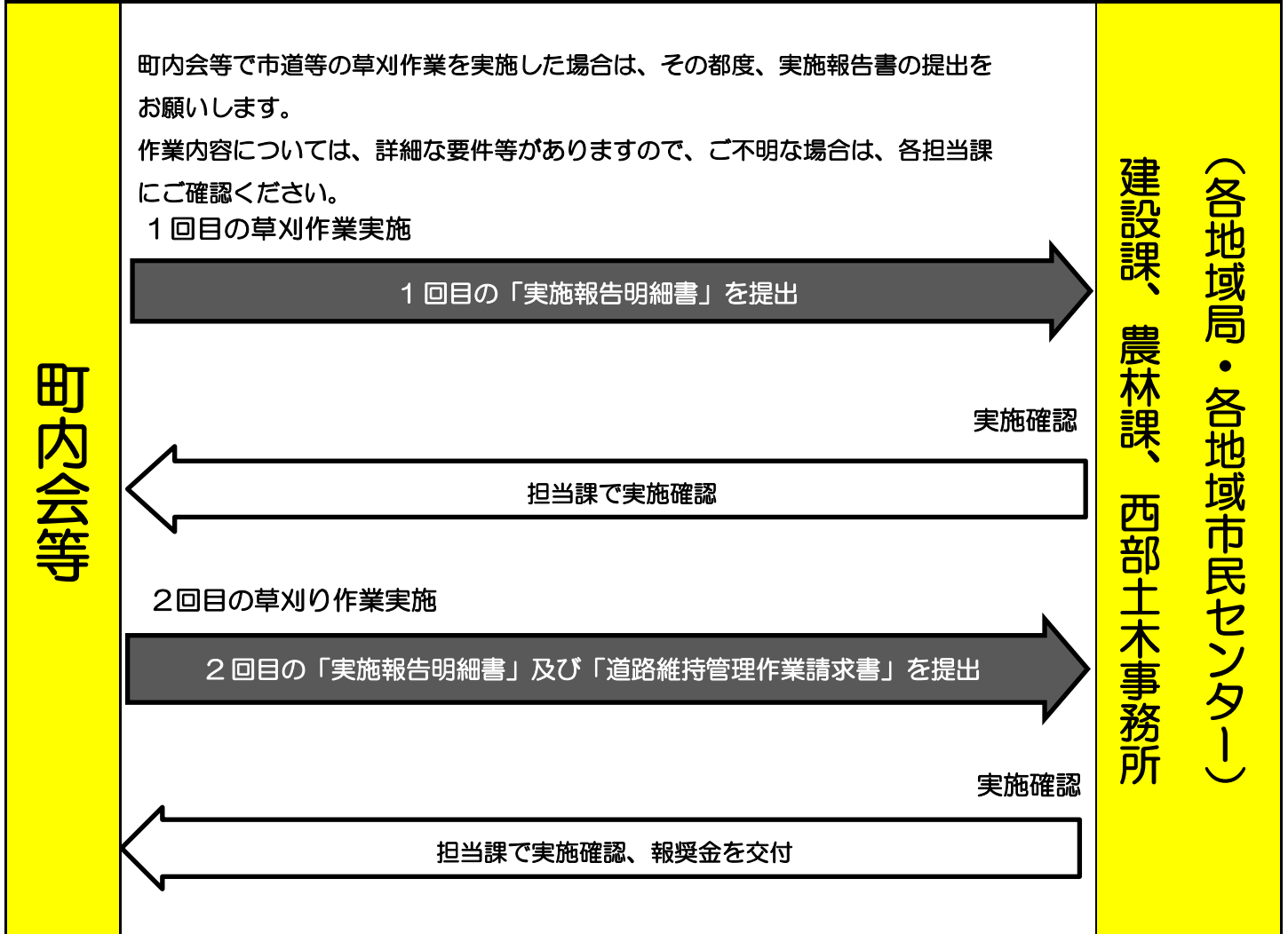


番号	事業名	担当課（連絡先）
⑧	<small>どうろいじかんりきぎょうほうしょうきん</small> 道路維持管理作業報奨金	市道（高梁・有漢地域） 建設課維持補修係 21-1204 農林道（高梁・有漢地域） 農林課耕地整備係 21-0222 市道・農林道（成羽・川上・備中地域） 西部土木事務所管理係 45-4510

事業内容	例えば
市が管理する道路の通行の安全を確保するとともに、その周辺環境の保全を図るため、自主的に当該道路の維持管理作業を行う団体（町内会等）に報奨金を交付します。 ○交付対象となる維持管理作業内容 市道及び市道に準じる農林道の同一路線の草刈作業（道路・側溝清掃含む）を実施した場合 ○100m（両側）当たり 1,500 円を交付（2回作業を行った場合）	500m草刈作業を2回した場合 市道 500m×1,500 円／100m =報奨金 <u>7,500 円</u> 交付

事業の進め方（手順）



道路維持管理（草刈）作業への報奨金支給について

地域での奉仕活動として行う道路(市道、市道に準じる農道[一定要件農道]・林道)の維持管理作業に対して、報奨金を支給しています。

1. 支給の対象

各地域の町内会などの団体が、同一の道路区間で次の作業を実施した場合。

- ① 道路の両側路肩両側の草刈（2回目は、抑草剤の散布も可）
- ② 道路上のごみ及び転石等の除去
- ③ 道路側溝がある場合は側溝清掃

2. 支給額

①～③のすべての作業を行った場合

	新 制 度	旧 制 度
対象作業	町内会等の団体が次の作業を年度内に1回以上実施 ① <u>道路の両側路肩の草刈(2回目は抑草剤の散布でも可)</u> ※除草剤ではありません ② <u>③変更なし</u>	町内会等の団体が次の作業を年度内に2回以上実施 ① 道路の路肩(両側)の草刈 ② 道路上のごみ、転石等の除去 ③ 側溝清掃(側溝がある場合)
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～③全てを実施(2回以上) ・ ・ 1,500円/100メートル ※事前にご相談ください。 ・ ①～③全てを実施(1回のみ) ・ ・ 1,000円/100メートル ・ ①～③全てを2団体以上、共同で実施 ・ ・ 2,500円/100メートル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～③全てを実施 ・ ・ 1,500円/100メートル
必要書類	変更なし *様式変更あり	<u>実施報告書、作業状況写真</u> <u>(1回の作業終了ごとに提出)</u>

3. 請求の方法

1回目、2回目各作業の実施後、実施報告明細書等を建設課、農林課、各地域市民センター、有漢地域局、備中地域局内西部土木事務所、成羽地域局、川上地域局へ提出してください。

	1回目	2回目
提出書類	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図 ④請求書(様式第2号)
提出期限	作業終了後速やかに	作業終了後速やかに

4. その他

- (1) 作業報告については、実施報告明細書内の記入例をご確認のうえ、記入してください。
- (2) 1回目、2回目の明細書は作業実施後その都度提出してください。
(2回目実施の場合、2回分まとめて提出しないようお願いします。)
- (3) 「口座振込申出書」で申請されている口座に振り込む場合は「請求書」の(ア)にチェックで振込が可能です。
その他口座への入金希望する場合は、(イ)にチェックしていただき、必ず、振込先口座となる通帳をご持参(又は、口座番号、口座名義等が確認できる部分の通帳の写しを添付)ください。委任状欄への記入及び押印をお願いします。